第2回委員会における主要意見と対応方針

No.	意見	対応方針（案）
18	年間100隻のクルーズ船寄港に向けては、通年で選んでもらえるような施策が必要と考える。	季節変動のない集客施設の立地を促し、通年性のあるコンテンツの充実を図ることを追記した。 ただし、海象条件の厳しい青森港では、冬季のクルーズ船寄港は長期的な課題であることから、賑わい拠点として通年性を確保する方針とした。
19	クルーズ船が寄港する新中央埠頭では、一年間を通じて利用される賑わい空間の形成に期待している。	

第2回委員会（令和6年8月22日時点）

4.1 青森港の取組施策

交流・人流

【施策②-1】新たな集客施設の立地促進

- 本港地区では、青森駅周辺に立地する既存の集客を活用しつつ、クルーズ旅客との交流、海を望む良好な景観、海と触れ合うレクリエーションといった港湾としての強みを活かした広域賑わい拠点を形成する。
- 新中央埠頭・中央埠頭では、新たな賑わい創出するエリアを確保し、みなと緑地PPP制度の活用等も検討しつつ、新たな集客施設の立地を促進することで面的な賑わい空間を創出する。

■ 本港地区の広域賑わい拠点形成イメージ

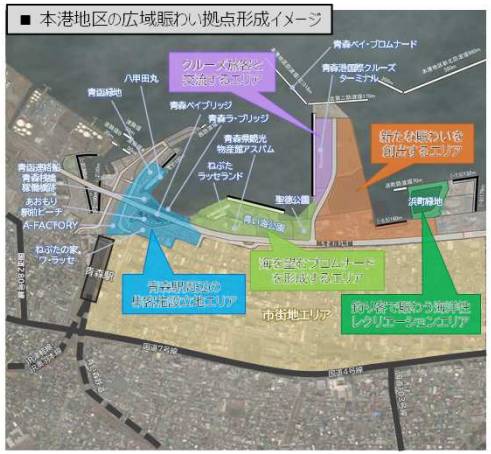

■ 港湾における賑わい創出事例

○みなと緑地PPP制度の活用（神戸港(仮)新港第2突堤緑地）

緑地の活用のイメージ

資料：神戸港新港突堤西地区（仮）新港第2突堤緑地(R6.2.8)
国土交通省港湾局産業港湾課

○上屋をリノベーションした複合施設

写真：港湾分野における官民連携の推進(R5.2.3)
国土交通省港湾局産業港湾課

33

第3回委員会

3.1 青森港の取組施策

交流・人流

【施策②-1】新たな集客施設の立地促進　賑わい拠点

- 本港地区では、青森駅周辺に立地する既存の集客施設を活用しつつ、クルーズ旅客との交流、海を望む良好な景観、海と触れ合うレクリエーションといった港湾としての強みを活かした広域賑わい拠点を形成する。
- 新中央埠頭・中央埠頭を中心に、新たな賑わい創出するエリアを確保し、みなと緑地PPP制度の活用等も検討しつつ、季節変動のない新たな集客施設の立地を促進することで、通年性のあるコンテンツが充実した面的な賑わい空間を創出する。

■ 本港地区の広域賑わい拠点形成イメージ

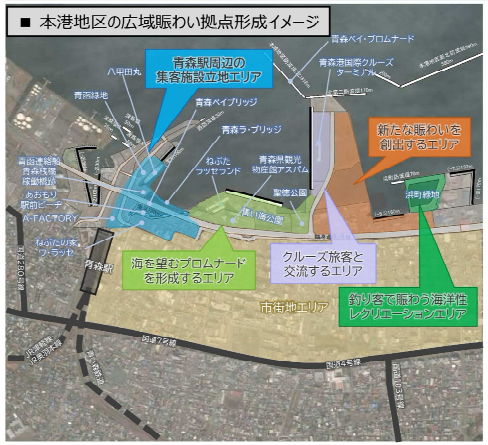

■ 港湾における賑わい創出事例

○みなと緑地PPP制度の活用（神戸港(仮)新港第2突堤緑地）

緑地の活用のイメージ

資料：神戸港新港突堤西地区（仮）新港第2突堤緑地(R6.2.8)
国土交通省港湾局産業港湾課

○上屋をリノベーションした複合施設

写真：港湾分野における官民連携の推進(R5.2.3)
国土交通省港湾局産業港湾課

32

3.1 青森港の取組施策

交流・人流

【施策②-1】新たな集客施設の立地促進

賑わい拠点

- 本港地区では、青森駅周辺に立地する既存の集客施設を活用しつつ、クルーズ旅客との交流、海を望む良好な景観、海と触れ合うレクリエーションといった港湾としての強みを活かした広域賑わい拠点を形成する。
- 新中央埠頭・中央埠頭を中心に、新たな賑わい創出するエリアを確保し、みなと緑地PPP制度の活用等も検討しつつ、季節変動のない新たな集客施設の立地を促進することで、通年性のあるコンテンツが充実した面的な賑わい空間を創出する。

■ 本港地区の広域賑わい拠点形成イメージ

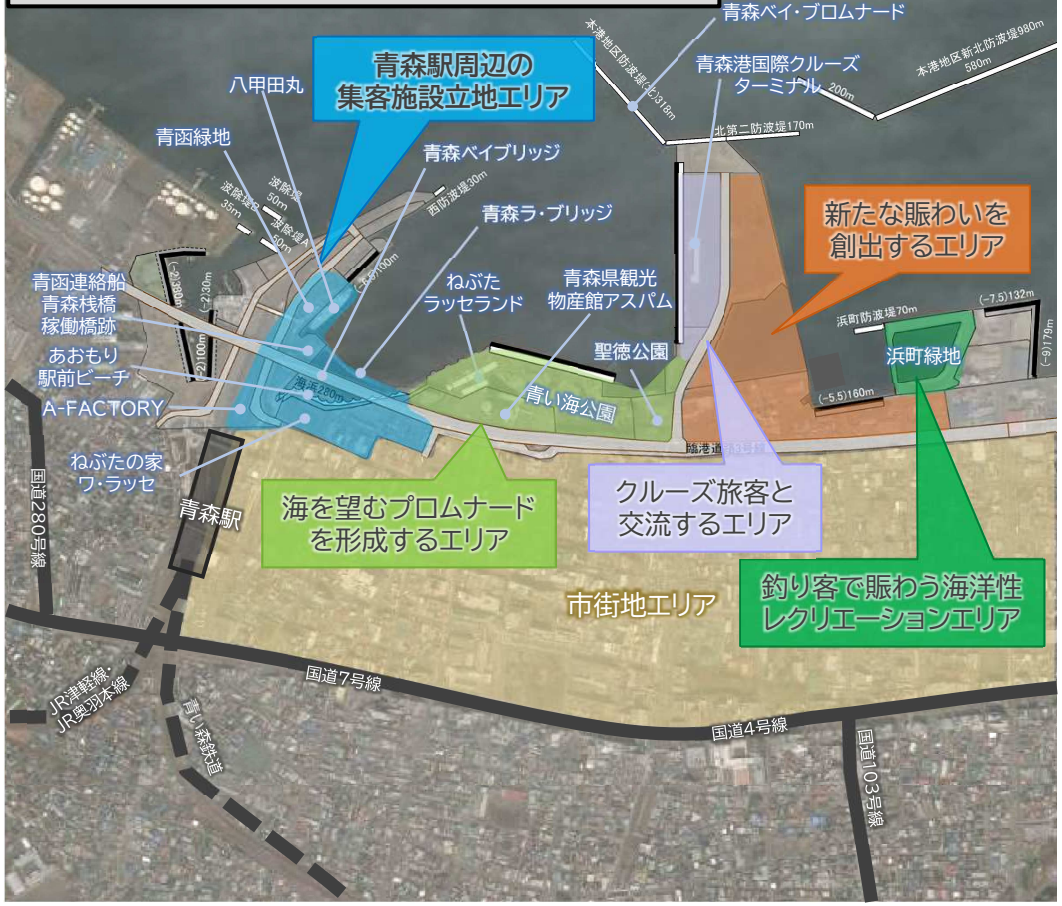

■ 港湾における賑わい創出事例

●みなと緑地PPP制度の活用（神戸港（仮）新港第2突堤緑地）

緑地の活用のイメージ

資料：神戸港新港突堤西地区（仮）新港第2突堤緑地（R6.2.8）
国土交通省港湾局産業港湾課

●上屋をリノベーションした複合施設

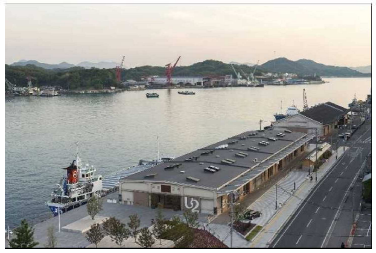

写真：港湾分野における官民連携の推進（R5.2.3）
国土交通省港湾局産業港湾課

第2回委員会における主要意見と対応方針

No.	意見	対応方針(案)
20	インバウンドの増加している状況のなか、フェリー旅客の二次交通にも配慮する必要がある。	フェリー埠頭と市街地のアクセスについて、インバウンドの増加が見込まれることを追記した。
21	広域な賑わい空間という表現について、どこまでをターゲットにするかも含め、資料全体で整合を図る必要がある。	青森港を発着とした旅客の往来がある地域を記載し、ターゲットを分かりやすく表現した。

第2回委員会(令和6年8月22日時点)

第3回委員会

3.1 青森港の取組施策

交流・人流

【施策②-2】旅客の満足度向上のためのアクセス機能向上

賑わい拠点

- インバウンドの増加に対して賑わい空間のアクセス機能を高めるため、次世代モビリティ等による通年性を確保した交通手段の拡充、回遊性・連続性を確保するための親水性・景観にも配慮した遊歩道の確保、新たな車両動線の確保による交通渋滞を緩和、市街地との人流活性化するためのきっかけづくりを目指す。
- クルーズ旅客は、バス等の二次交通を活用し、県内全域への広域展開を目指す。
- 青森港に来訪する一般旅客は、フェリーや鉄道との接続強化により、ウォーターフロントの賑わい活性を目指す。

■ 賑わい空間のアクセス機能向上イメージ

①次世代ﾓﾋﾞﾘﾃｨ等による通年性を確保した交通手段の拡充検討

超小型EV

デマンド交通

ｸﾞﾘｰﾝｽﾛｰﾓﾋﾞﾘﾃｨ

資料：令和３年度　先進パイロット地域の取組
国立研究開発法人 産業技術総合研究所

②回遊性・連続性を高める遊歩道の確保

親水性・景観を活かしたプロムナード

資料：海辺のひろば「臨港パーク」横浜市

③交通量が増加する交差点の渋滞解消策

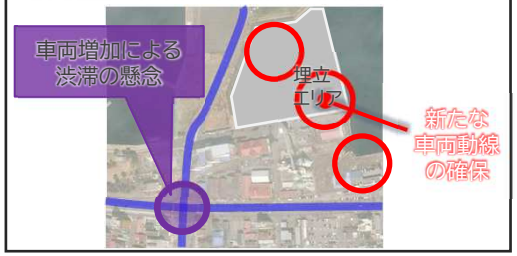

④市街地と臨港エリアの人流を活性化する
きっかけづくり

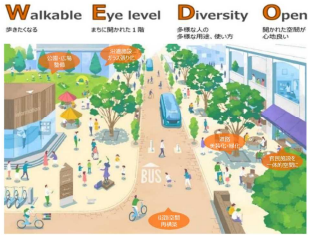

資料：「まちなかウォーカブル推進プログラム」
国土交通省

第2回委員会における主要意見と対応方針

No.	意見	対応方針（案）
21 （再掲）	広域な賑わい空間という表現について、どこまでをターゲットにするかも含め、資料全体で整合を図る必要がある。	青森港を発着とした旅客の往来がある地域を記載し、ターゲットを分かりやすく表現した。

第2回委員会（令和6年8月22日時点）

3.2 青森港の基本戦略

2. 交流・人流

世界に開かれた広域交流拠点

目指す姿1	世界中の旅行客に青森県の魅力ある歴史・文化・食・自然を発信する国際観光拠点
果たすべき役割	全世界から訪れるクルーズ旅客に青森独自の「おもてなし」を提供することで、青森県の認知度向上に貢献する。
基本戦略	① 東北地方のインバウンドを牽引する国際クルーズ拠点の形成

目指す姿2	多彩な観光資源を求めて世界中の観光客から選ばれる国際交流拠点
果たすべき役割	開かれた水辺空間に市民と観光客が行き交い・交流し・体験する場を提供することで、地域の活性化に貢献する。
基本戦略	② 青森港の特性を生かした広域な賑わい空間の形成 ③ マリンレジャーを核とした海洋性レクリエーション拠点の形成

15

第3回委員会

2.2 青森港の基本戦略

2. 交流・人流

世界に開かれた広域交流拠点※

目指す姿1	世界中の旅行客に青森県の魅力ある歴史・文化・食・自然を発信する国際観光拠点
果たすべき役割	全世界から訪れるクルーズ旅客に青森独自の「おもてなし」を提供することで、青森県の認知度向上に貢献する。
基本戦略	① 東北地方のインバウンドを牽引する国際クルーズ拠点の形成

目指す姿2	多彩な観光資源を求めて世界中の観光客から選ばれる国際交流拠点
果たすべき役割	開かれた水辺空間に市民と観光客が行き交い・交流し・体験する場を提供することで、地域の活性化に貢献する。
基本戦略	② 青森港の特性を生かした広域な賑わい空間の形成 ③ マリンレジャーを核とした海洋性レクリエーション拠点の形成

※「広域交流拠点」の対象とする範囲は、クルーズ旅客に対してはオプショナルツアー（バス）で訪問する青森港背後圏を対象としており、青森港に来訪する一般旅客に対しては鉄道やフェリーを活用してアクセスしやすい北海道や東北・関東地域を対象としている。

14

2.2 青森港の基本戦略

2. 交流・人流

世界に開かれた広域交流拠点※

目指す姿1	世界中の旅行客に青森県の魅力ある**歴史・文化・食・自然を発信する国際観光拠点**
果たすべき役割	全世界から訪れるクルーズ旅客に青森独自の「おもてなし」を提供することで、**青森県の認知度向上に貢献**する。
基本戦略	① 東北地方のインバウンドを牽引する国際クルーズ拠点の形成

目指す姿2	多彩な観光資源を求めて**世界中の観光客から選ばれる国際交流拠点**
果たすべき役割	開かれた水辺空間に**市民と観光客が行き交い・交流し・体験する場を提供**することで、**地域の活性化に貢献**する。
基本戦略	② 青森港の特性を生かした広域な賑わい空間の形成 ③ マリンレジャーを核とした海洋性レクリエーション拠点の形成

※「広域交流拠点」の対象とする範囲は、クルーズ旅客に対してはオプショナルツアー（バス）で訪問する青森港背後圏を対象としており、青森港に来訪する一般旅客に対しては鉄道やフェリーを活用してアクセスしやすい北海道や東北・関東地域を対象としている。

第2回委員会における主要意見と対応方針

No.	意見	対応方針（案）
22	次世代エネルギーの拠点は、既存エネルギーの利用空間や周辺港湾との役割分担も考慮する必要がある。また、アクセス道路が不要な地続きの用地も含めて検討できると良い。	次世代エネルギーの拠点となり得る候補地を複数案抽出し、具体的な需要が確認できた段階で候補地の選定を行う。
23 （再掲）	沖館埠頭の沖合への臨港道路や、洋上風力発電設備の浮体基礎の保管等の位置に関しては、フェリー航行に配慮した配置に設定する必要がある。	沖合への臨港道路の法線は、次世代エネルギー拠点の整備が具体化した段階で検討するため、道路法線が未定である表現に修正した。 洋上風力発電設備の浮体基礎の保管位置を見直した。

第2回委員会（令和6年8月22日時点）

4.1 青森港の取組施策　環境

【施策②-1】次世代エネルギーの拠点整備の検討

- 青森港はLPGや石油製品の拠点となっており、水素やアンモニアに転換されることを想定した場合、青森港の背後地域消費だけでなく、二次輸送分の次世代エネルギーの需要ポテンシャルを有する。
- 青森港で取り扱っている化石燃料の次世代エネルギー転換が見込まれる場合には、必要規模に応じた土地造成に加え、タンク、輸送船用岸壁（二次輸送含む）、臨港道路等の整備を検討する。

■ 需要ポテンシャル

■ 受入・貯蔵・供給拠点の整備イメージ

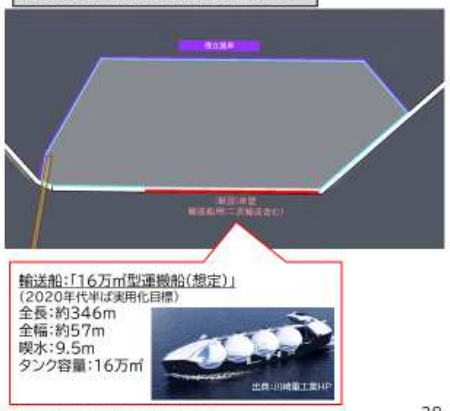

※輸送船の情報は「港湾脱炭素化推進計画作成マニュアル」より

38

第3回委員会

3.1 青森港の取組施策　環境

【施策②-1】次世代エネルギーの拠点整備の検討　次世代エネ拠点

- 青森港はLPGや石油製品の拠点となっており、水素やアンモニアに転換されることを想定した場合、青森港の背後地域消費だけでなく、二次輸送分の次世代エネルギーの需要ポテンシャルを有する。
- 青森港で取り扱っている化石燃料の次世代エネルギー転換が見込まれる場合には、候補地を選定した上で、受入・貯蔵・供給拠点に必要な係留施設や貯蔵施設の整備を検討する。（※利用調整や市街地からの離隔を考慮する必要がある。）

■ 需要ポテンシャル

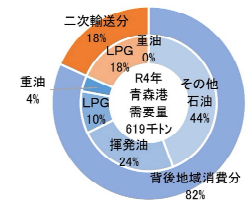

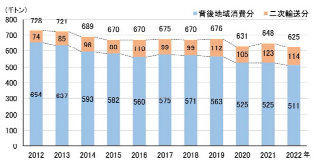

■ 受入・貯蔵・供給拠点の候補地イメージ

※出典：「港湾脱炭素化推進計画作成マニュアル」より

37

3.1 青森港の取組施策

環境

【施策②-1】次世代エネルギーの拠点整備の検討

次世代エネ拠点

- 青森港はLPGや石油製品の拠点となっており、水素やアンモニアに転換されることを想定した場合、青森港の背後地域消費だけでなく、二次輸送分の次世代エネルギーの需要ポテンシャルを有する。
- 青森港で取り扱っている化石燃料の次世代エネルギー転換が見込まれる場合には、候補地を選定した上で、受入・貯蔵・供給拠点に必要な係留施設や貯蔵施設の整備を検討する。（※利用調整や市街地からの離隔を考慮する必要がある。）

■ 需要ポテンシャル

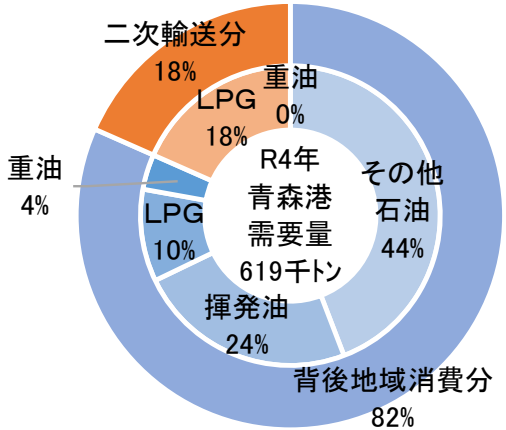

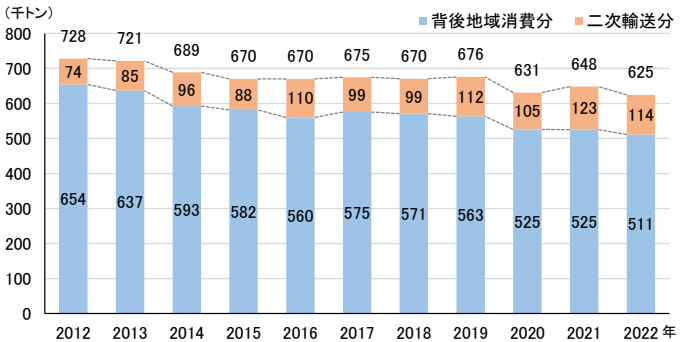

■ 受入・貯蔵・供給拠点の候補地イメージ

輸送船：「16万㎥型運搬船（想定）」
（2020年代半ば実用化目標）
全長：約346m、全幅：約57m、
喫水：9.5m、タンク容量：16万㎥

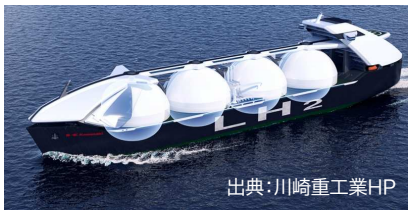

※出典：「港湾脱炭素化推進計画作成マニュアル」より

第2回委員会における主要意見と対応方針

No.	意見	対応方針(案)
24	堤川右岸の作業船集約は、水深が浅くなっていることから、全体的な配置の見直しが必要である。	水深が浅い部分については、浚渫も含めて検討する。洋上風力関連等の新たな需要には、沖館埠頭船溜まりや堤埠頭先端部での柔軟な施設利用により対応する。

第2回委員会(令和6年8月22日時点)

4.1 青森港の取組施策

防災・危機管理

【施策④-1】作業船・官公庁船用の収容施設の整備

- タグボートは沖館埠頭船だまり、官公庁船は青森駅周辺(旧シィライン利用エリア)に集約する。洋上風力発電関連等の新たな需要には、沖館埠頭船だまりや堤埠頭先端部の新たな収容施設で対応する。
- 作業船は堤埠頭船だまりと堤川船だまりに収容する方針として、堤川の左岸側は一時利用の作業船の休憩利用に対応する。

43

第3回委員会

3.1 青森港の取組施策

防災・危機管理

【施策④-1】作業船・官公庁船用の収容施設の整備

小型船適正収容

- タグボートは沖館埠頭船だまり、官公庁船は青森駅周辺(旧シィライン利用エリア)に集約する。
- 洋上風力関連等の新たな需要には、沖館埠頭船だまりや堤埠頭先端部での柔軟な施設利用により対応する。
- 作業船は、堤埠頭船だまりと堤川船だまりに収容する方針とする。
- 堤川の左岸側は、一時利用の作業船の休憩利用に対応する。

42

3.1 青森港の取組施策

防災・危機管理

【施策④-1】作業船・官公庁船用の収容施設の整備

小型船適正収容

- タグボートは沖館埠頭船だまり、官公庁船は青森駅周辺（旧シィライン利用エリア）に集約する。
- 洋上風力関連等の新たな需要には、沖館埠頭船だまりや堤埠頭先端部での柔軟な施設利用により対応する。
- 作業船は、堤埠頭船だまりと堤川船だまりに収容する方針とする。
- 堤川の左岸側は、一時利用の作業船の休憩利用に対応する。

■ 作業船・官公庁船の収容イメージ

第2回委員会における主要意見と対応方針

No.	意見	対応方針(案)
25	ROROに関する施策だけ短期的な取り組みがない理由を記載する必要がある。	ロードマップに短期的にも検討は進めることを記載した。

第2回委員会(令和6年8月22日時点)

4.3 ロードマップ

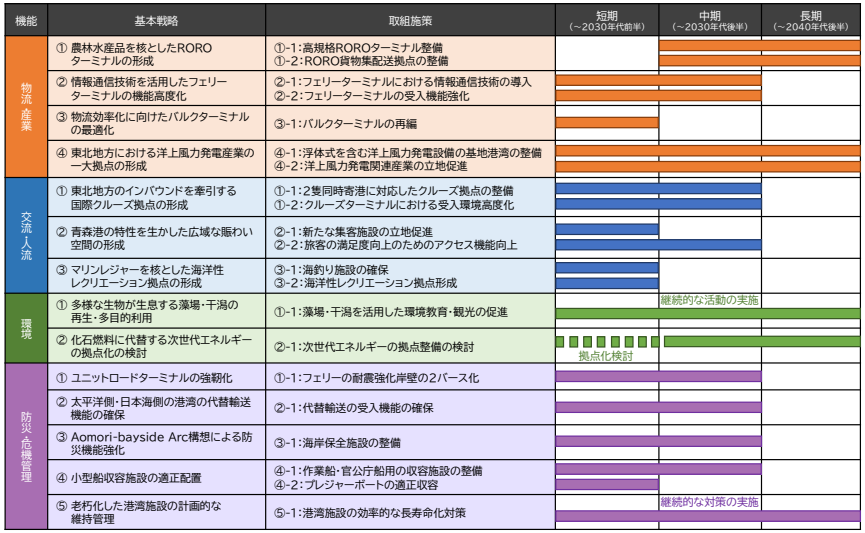

48

第3回委員会

3.3 ロードマップ

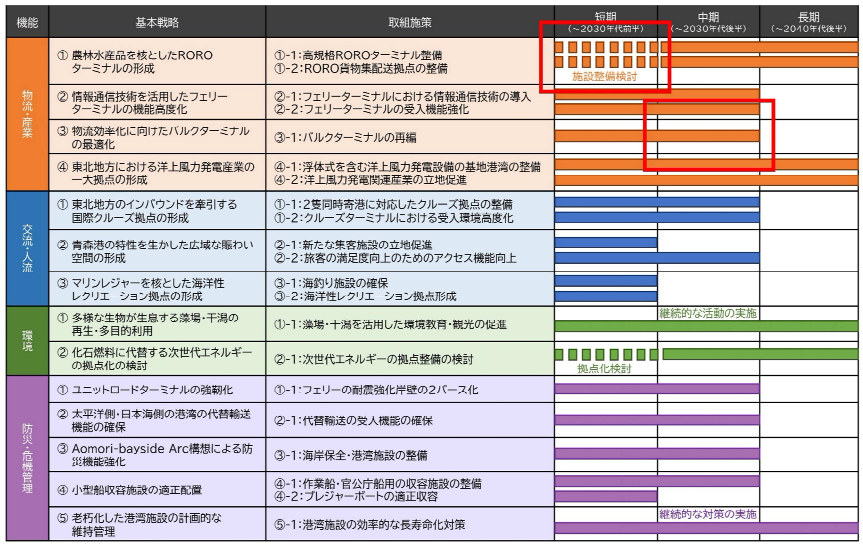

47

3.3 ロードマップ

機能	基本戦略	取組施策	短期（～2030年代前半）	中期（～2030年代後半）	長期（～2040年代後半）
物流・産業	① 農林水産品を核としたRORO ターミナルの形成	①-1：高規格ROROターミナル整備 ①-2：RORO貨物集配送拠点の整備	施設整備検討		
	② 情報通信技術を活用したフェリー ターミナルの機能高度化	②-1：フェリーターミナルにおける情報通信技術の導入 ②-2：フェリーターミナルの受入機能強化			
	③ 物流効率化に向けたバルクターミナル の最適化	③-1：バルクターミナルの再編			
	④ 東北地方における洋上風力発電産業の 一大拠点の形成	④-1：浮体式を含む洋上風力発電設備の基地港湾の整備 ④-2：洋上風力発電関連産業の立地促進			
交流・人流	① 東北地方のインバウンドを牽引する 国際クルーズ拠点の形成	①-1：2隻同時寄港に対応したクルーズ拠点の整備 ①-2：クルーズターミナルにおける受入環境高度化			
	② 青森港の特性を生かした広域な賑わい 空間の形成	②-1：新たな集客施設の立地促進 ②-2：旅客の満足度向上のためのアクセス機能向上			
	③ マリンレジャーを核とした海洋性 レクリエーション拠点の形成	③-1：海釣り施設の確保 ③-2：海洋性レクリエーション拠点形成			
環境	① 多様な生物が生息する藻場・干潟の 再生・多目的利用	①-1：藻場・干潟を活用した環境教育・観光の促進		継続的な活動の実施	
	② 化石燃料に代替する次世代エネルギー の拠点化の検討	②-1：次世代エネルギーの拠点整備の検討	拠点化検討		
防災・危機管理	① ユニットロードターミナルの強靭化	①-1：フェリーの耐震強化岸壁の2バース化			
	② 太平洋側・日本海側の港湾の代替輸送 機能の確保	②-1：代替輸送の受入機能の確保			
	③ Aomori-bayside Arc構想による防 災機能強化	③-1：海岸保全・港湾施設の整備			
	④ 小型船収容施設の適正配置	④-1：作業船・官公庁船用の収容施設の整備 ④-2：プレジャーボートの適正収容			
	⑤ 老朽化した港湾施設の計画的な 維持管理	⑤-1：港湾施設の効率的な長寿命化対策		継続的な対策の実施	

第2回委員会における主要意見と対応方針

No.	意見	対応方針（案）
26	再生可能エネルギーに対応した冷蔵倉庫の導入を検討してもらいたい。	港湾脱炭素化推進検討会で議論を進める。
27	大型船はバラスト水によるホタテ養殖への影響がないか、バラスト水の試験を行ってもらいたい。	基準に適合したバラスト水を入れていることを確認した。
28	油川漁港の水深を継続的に確保していく必要がある。	定期的な維持浚渫を行う。

船舶バラスト水規制管理条約の概要

国土交通省

■船舶バラスト水規制管理条約の概要

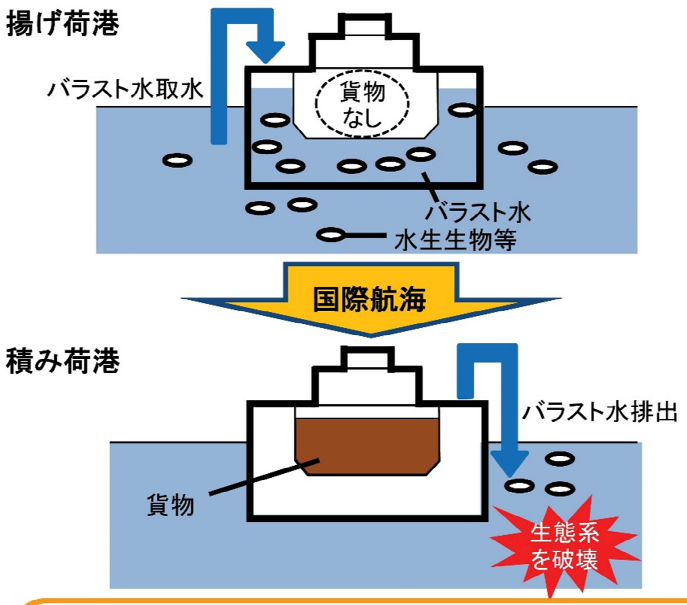

バラスト水※に取り入れられた生物が、バラスト水排出とともに本来の生息地ではない場所で排出されるため、生態系の破壊等の環境問題が顕在化。

➡ 2004年に国際海事機関において、船舶バラスト水規制管理条約を採択。

※船舶の安定性を保つため、「おもし」としてバラスト水タンクに注水される水

世界での被害例

ゼブラガイによる発電所被害
（1989～2000 米国・五大湖）

ムラサキイガイによる漁業被害
（1970年代～ 日本・広島湾等）

■ 目的

生物が、船舶のバラスト水を介して本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる海洋環境悪化を防止

■ 内容

1. バラスト水排出規制

◆生物数・細菌数が基準値を超えるバラスト水の船舶からの排出を禁止

◆このため、船舶にバラスト水処理設備の設置を義務付け

◆船舶にバラスト水の管理方法を定めたマニュアルの備置き、及びバラスト水管理責任者の選任を義務付け

◆船舶にバラスト水管理の記録を義務付け

2. 現存船へのバラスト水処理設備の設置期限

◆条約発効日から2年後（平成31年9月8日）以降最初の定期検査の時期まで

3. 船舶検査、証書発給、外国籍船への立ち入り検査（PSC）等による規制の担保

◆バラスト水管理について、船舶検査、証書発給、PSC等の対象に追加

■ 発効

平成29年9月8日

■ 参考

◆ 我が国は、平成26年に同条約を締結済

◆ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正（平成26年に公布済み）が、条約発効日（平成29年9月8日）から施行